

# 川崎市住まいアドバイザー派遣制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市民のゆとりある良質な住まいづくりを支援するために、市民を対象に住情報の提供等を行うことにより、良好な住環境の整備及び改善並びに維持保全の推進を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 住宅

人の居住の用に供する建築物をいう。

### (2) マンション

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションをいう。

### (3) 相談窓口

川崎市住宅供給公社「ハウジングサロン」において実施する住宅又はマンションに関する各相談窓口のことをいう。

### (4) 住まいアドバイザー

住宅又はマンションに関する専門知識及び実務経験を有する市が派遣するアドバイザーのことをいう。

### (5) アドバイザー派遣

住宅又はマンションの所在地（敷地内で相談対応を行うための十分な場所の確保が困難な場合は、その付近）において、住まいアドバイザーが相談、情報提供等を実施することをいう。

### (6) 要改善マンション

外観上に課題が確認され、「川崎市マンション管理適正化指針」における「助言・指導・勧告を行う判断基準の目安」に該当するマンションで、市が位置づけたもの。

### (7) アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない管理組合等に対して、公共機関等が積極的に働きかけることをいう。

## (事業の内容)

第3条 市長は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

### (1) 住宅の計画相談、情報提供等に関するアドバイザー派遣

### (2) マンションの維持、管理等の相談、情報提供等に関するアドバイザー派遣

### (3) 要改善マンションの管理の適正化に向けた情報提供等に関するアウトリーチ型のアドバイザー派遣

2 前項に規定する事業に関する実施日、時間、場所、回数については、別表1に定めるものとする。

(住まいアドバイザーの派遣)

第4条 市長は、前条に規定する事業を実施するにあたり、住まいアドバイザーを選定し、派遣することができる。

(アドバイザー派遣に関する報告)

第5条 住まいアドバイザーは、アドバイザー派遣を実施した結果について、市長に報告しなければならない。

(事業の委託)

第6条 市長は、第2条第3号に規定する相談窓口を実施する事業者と協定を締結し、当該事業の全部又は一部を委託することができる。

(指導監督等)

第7条 市長は、前条に規定する協定を締結した事業者に対し、事業の適正な実施のために必要な限度において、必要な援助、助言、指導若しくは勧告の実施、又は必要な措置を命じることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

相談内容	実施日	時間	場所	回数
住宅に関するアドバイザー派遣	月～日曜日 (予約制)	3時間以内	川崎市内	相談窓口の相談で、必要に応じて年1回まで
マンションの維持、管理等に関するアドバイザー派遣	月～日曜日 (予約制)	3時間以内	川崎市内	相談窓口の相談で、必要に応じて、川崎市マンション管理組合登録・支援制度の登録管理組合については年3回まで  上記制度未登録の管理組合の場合は年1回まで
要改善マンションに対するアウトリーチ型のアドバイザー派遣	月～日曜日 (予約制)	3時間以内	川崎市内	上限回数なし